第五号様式を削る。

（自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則の一部改正）

第四条　自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則（昭和二十七年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第百八十五号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「外」を「ほか」に改める。

第四条第一項第一号中「登録事務」の下に「（独立行政法人自動車技術総合機構が行う確認調査（法第二十四条の二第一項に規定する確認調査をいう。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第九条第一項第一号中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改め、「審査業務」の下に「（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（以下「検査法人法」という。）第十五条の」を「独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号。以下「機構法」という。）第十三条に規定する」に改め、同項第二号中「検査法人法第十五条の」を「機構法第十三条に規定する」に改める。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第五条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「一年」を「五年」に改める。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第六条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に、「第十五条の」を「第十三条に規定する」に改め、「審査業務」の下に「（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）」を加える。

（自動車登録規則の一部改正）

第七条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　登録事項等証明書の交付等に係る手続（第二十四条―第二十七条）」を「第四章　登録事項等証明書の交付等に係る手続（第二十四条―第二十七条）
第四章の二　独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査に係る手続き（第二十七条の二―第二十七条の四）」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査に係る手続

（調査結果の通知）

第二十七条の二　法第二十四条の二第二項の規定による確認調査の結果（以下「調査結果」という。）の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　車台番号又は自動車登録番号

二　調査結果

2　前項の場合において、調査結果の記録が電磁的記録で作成されているときは、書面による通知に代えて、電磁的方法により通知することができる。

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査の運輸監理部長又は運輸支局長への引継ぎ）

第二十七条の三　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は、法第二十四条の二第三項の規定により国土交通大臣が確認調査を行うこととするときは、国土交通大臣の委任を受けて確認調査を行うこととなる運輸監理部長又は運輸支局長がこれを処理するため必要とする書類を、当該運輸監理部長又は運輸支局長に対して送付しなければならない。

（運輸監理部長又は運輸支局長の確認調査の機構への引継ぎ）

第二十七条の四　運輸監理部長又は運輸支局長は、法第二十四条の二第三項の規定により当該運輸監理部長又は運輸支局長が行っている確認調査を行わないこととするときは、確認調査を終止する日以後において、前条の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

2　前項に規定する場合には、運輸監理部長又は運輸支局長は、確認調査を終止する日以後において、法第二十四条の二第三項の規定により行った確認調査に係る書類（当該日において終了している確認調査に係るものを除く。）を機構に送付しなければならない。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第八条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に、「第十五条の」を「第十三条に規定する」に改め、「審査業務」の下に「（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第九条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

第二条中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、同条第四十五号及び第四十六号中「第五条」を「第六条」に改める。

第四条第一項中「独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）」を「独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）」に、「研究所に」を「機構に」に改め、同条第二項第五号中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同項第六号中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同項第七号中「写」を「写し」に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。

2　機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めることができる。

第四条の三　法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一　第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置が、保安基準（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合すること。

二　第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置と同じ構造及び性能を有する特定装置が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。